



鳥取県公報

令和元年7月2日(火)
第9115号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託(118) (公文書館) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定(119) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定(120) (〃) 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任(121) (会計指導課) 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施(くらしの安心推進課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(畜産課) 4

告 示

鳥取県告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月2日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

1 委託の相手

- 河本家保存会
- 韓国物産館
- 国立ハンセン病資料館友の会
- 境港市観光協会
- 鳥取県教科図書販売株式会社
- 鳥取県立博物館振興会
- 鳥取市鹿野往来交流館
- 公益財団法人鳥取市文化財団
- 株式会社文化の友

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第119号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新田二丁目5	希望の星	米子市皆生新田二丁目5	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和元年7月1日

鳥取県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新田二丁目5	希望の星	米子市皆生新田二丁目5	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所	令和元年7月1日

鳥取県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和元年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局教育総務課
係長 毎野 良子
- 3 委任期間
令和元年7月2日から令和2年3月31日まで

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和元年10月24日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和元年10月24日（木）	午前11時30分から

- 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

- 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ） 8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

- 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

- 5 受験手続

- (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本産業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

令和元年8月5日（月）から同月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和元年8月30日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所生活環境局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和元年10月31日（木）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所生活環境局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

動物用焼却炉 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(火)

(4) 納入場所

鳥取県鳥取家畜保健衛生所(鳥取市国安210)

(5) 入札方法及び契約金額

入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であつて、その業種区分が機械器具類の諸機器に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和元年7月12日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 平成25年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した仕様書と同じ又は類似する動物用焼却炉を納品し、保守点検業務を12月以上履行した実績を有する者であること。

(6) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課衛生環境担当

電話 0857-26-7287

電子メール chikusan@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和元年7月2日(火)から同年7月24日(水)までの日にインターネットのホームページ(畜産課ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chikusan/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

令和元年7月2日(火)から同月24日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月19日(月)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日(金)午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」という。)に入れ、密封して提出すること。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年7月24日(水)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の調達により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札の参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Animal incinerator, 1 set

- (2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 24 July, 2019

- (3) Time limit for submission of tenders : 2:00 PM, 19 August, 2019

Time limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 16 August, 2019

- (4) Contact Point for the notice : Livestock Industry Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL : 0857-26-7287